

# いよいよシステムが 8月5日スタートします



## 住民基本台帳ネットワーク システムでひらくIT社会

～2～

8月5日から、改正住民基本台帳法（以下「法」）の施行により、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）の第1次稼働がスタートします。

### 住基ネットとは？

住基ネットは、4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードおよび変更情報により、全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステムで、住民サービスの向上および国・地方を通じた、行政情報化の基盤となります。

8月5日以降、住基ネットによって、今まで恩給などの支給手続きや、各種資格の申請の際に必要なとされた「住民票の写し」の添付が不要となります。

### 「住民票コード」を郵送でお知らせします。（8月23日発送予定）

個人ごとの住民基本台帳に、住民票コードが記載されます。各世帯主あてに「住民票コード通知書」を郵送します。

この「住民票コード通知書」に記載されている住民票コードは、住基ネットからの情報を、正確・迅速に取り出すために必要不可欠なコード番号となりますので、通知書が紛失しないように、大切に保管してください。

また、「住民票コード通知書」が8月末日までに到着しない人は、市民課市民係までご連絡してください。

ちよつとおしえてっ？  
住基ネットワーク  
システム

住民票コードとは？

住民票コードは、10桁のコード番号と1桁のチェック番号により構成されています。

また、記載された住民票コードを変更したい人は、申し出により、新しい住民票コードに変更することも可能です。

第1次稼働で住民票コードはどのように使用されるのか？

住基ネットから各行政機関へ提供する本人確認情報は、法により4情報および住民票コードと、これらの変更情報に限定されており、その本人情報をもとに、各種申請や支給手続きなどの行政事務をスムーズに行うために使用します。

また、法により民間企業や第三者が住民票コードに関することを本人に「聴いてはならない」・「住民票コードを記載した住民票を求めてはならない」・「住民票コードを保管してはならない」と規定されていますので、むやみに他の人に住民票コードを教えないよう十分注意してください。

# 住民基本台帳ネットワークシステムは 万全の個人情報保護対策を行っています

## ■制度面の対策

個人情報の保護をもっとも重要な課題として、法律で次の項目を定めています。

- ①記録する情報を「本人確認情報」に限定
- ②本人情報の提供先・利用目的を限定
- ③「安全確保措置」「秘密保持」の義務付け
- ④民間における住民票コードの利用禁止



市では、「富里市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、住基ネットの個人情報保護対策を講じました。

条例には、住民票記載事項に対しての漏えい、または不正利用により、市民の人権が侵害されるおそれがあるときは、調査などを実施し、情報公開審査会の意見を聴いたうえで、対処するよう義務づけられています。また、住民基本台帳の一部（写し）の閲覧については、本人の申し出があれば、無料で閲覧することができます。

## ■技術面の対策

- ①専用回線の使用
- ②送信情報の暗号化
- ③操作者のICカードやパスワードによる厳重な確認
- ④蓄積されているデータへの接続制限
- ⑤データおよび操作者の履歴管理



## ■運用面の対策

国および指定情報処理機関などにおいて、万全な対策を行います。

- ①本人確認情報管理規程の設置
- ②本人確認情報保護委員会・審議会の設置

## これからも情報をお知らせします

今月号は、住民票コード通知書の郵送や住基ネットのセキュリティ対策について掲載しました。

平成15年8月に予定の、第2次稼働まで、市民のみなさんには広報などを通じ、「住基ネット」の利便性などの情報を提供し、住基ネットについてご理解をいただけるよう努めていきます。



**問** 市民課市民係 内線294